

測定方法の選択案 (文責 宮内博幸)

その他の作業場

定点B測定では過少評価される作業場(研磨・吹き付け塗装・溶接等)(資料4-3)②

局排の設置が困難と署長が認定した作業場(資料4-3 1③)

管理濃度が超低濃度の物質を取り扱う作業場等(資料4-3 1①)

教育を行けた測定士のもと、事業者が判断する

教育を受けた測定士のもと、事業者が判断する

従来の定点A・B測定

従来の定点A測定+短時間曝露測定

従来の定点A・B測定

必ず両方実施して評価はどちらか悪い方で行う

第一管理区分

現在の作業環境管理の継続・維持に努める

第一管理区分

現在の作業環境管理の継続・維持に努める

4時間以上の曝露測定

短時間曝露測定

第二管理区分

施設、設備、作業工程、作業方法の点検を行い、必要な措置を講ずるよう努める

第二管理区分

施設、設備、作業工程、作業方法の点検を行い、必要な措置を講ずるよう努める

第一管理区分

現在の作業環境管理の継続・維持に努める

第三管理区分

直ちに、施設、設備、作業工程、作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境改善に必要な措置を講じ、第一又は第二管理区分としなければならない

第三管理区分

直ちに、施設、設備、作業工程、作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境改善に必要な措置を講じ、第一又は第二管理区分としなければならない

第二管理区分

施設、設備、作業工程、作業方法の点検を行い、必要な措置を講ずるよう努める

両方とも第一管理区分相当なら

第一管理区分相当なら

高濃度作業場 測定を推奨
低頻度立入などの場合

高濃度作業場 測定を推奨
低頻度立入などの場合

第三管理区分

直ちに、施設、設備、作業工程、作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境改善に必要な措置を講じ、第一又は第二管理区分としなければならない

4時間以上の曝露測定

短時間曝露測定

4時間曝以上の曝露測定